

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成30年5月26日 20時10分ごろ
発生場所	千葉県 <small>きよなん</small> 銚南町保田漁港西方沖 保田港防波堤灯台から真方位261° 1,650m付近 (概位 北緯35° 07.5′ 東経139° 49.3′)
事故の概要	プレジャーボート <small>ロングビーチ</small> LONG BEACHは、南進中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	平成30年5月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート LONG BEACH、5トン
船舶番号、船舶所有者等	232-45058千葉、株式会社長浜商事
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 箱網のロープ2本に切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、保田漁港北西方沖での釣りを終え、同漁港に向けて南進中、‘同漁港西方沖に設置された定置網’（以下「本件定置網」という。）に進入した。 本船は、本件定置網のロープがプロペラに絡み、航行不能となったが、船長が118番通報し、海上保安庁の要請により来援した本件定置網を管理する漁業協同組合の所有船の乗組員にロープを切断してもらい、同所有船により保田漁港へえい航された。 船長は、本事故当時、GPSプロッターの画面に残された過去の航跡を参考にしていたが、GPSプロッターをよく見ていなかった。
分析	本船は、保田漁港西方沖を南進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、保田漁港西方沖を南進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッター等を活用して船位の確認を適切に行い、定置網が設置されている海域に接近しないよう注意して航行すること。